

平成 26 年 度

八代市議会議会運営委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 持ち帰り協議事項 1
- (1) 他市議会に対して提出がなされている同様趣旨の陳情の
 取り扱いについて
- (2) 行政視察を踏まえて他に協議項目があるのか
- (3) その他
1. その他 17
-

平成 26 年 10 月 17 日 (金曜日)

議会運営委員会会議録

君

平成26年10月17日 金曜日

午前10時01分開議

午前11時26分閉議（実時間 58分）

○本日の会議に付した案件

1. 持ち帰り協議事項

(1) 他市議会に対して提出がなされている
同様趣旨の陳情の取り扱いについて

(2) 行政視察を踏まえて他に協議項目があるのか

①議運の開催時期について

②議会改革に取り組む基本的な考え方

③議会基本条例

(3) その他

①海外行政視察

②所管の常任委員会でも「行政視察を踏まえて」として協議の場を設けたらどうか

1. その他

○本日の会議に出席した者

委員長	山本幸廣君
副委員長	鈴木田幸一君
委員	亀田英雄君
委員	中村和美君
委員	成松由紀夫君
委員	野崎伸也君
委員	福嶋安徳君
委員	古嶋津義君
委員	前垣信三君
委員	百田隆君
委員	幸村香代子君
議長	橋本幸一君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

○説明員等委員（議）員外出席者

議会事務局長	桑崎雅介君
議会事務局理事兼 次長	國岡雄幸君
議事調査係長	増田智郁君

○記録担当書記

國岡雄幸君
小山貴晴君

（午前10時01分 開会）

◎持ち帰り協議事項

(1) 他市議会に対して提出がなされている
同様趣旨の陳情の取り扱いについて

○委員長（山本幸廣君） 皆さんおはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、早速議会運営委員会を開会いたします。

本日は、さきの議運から持ち帰りとなっております協議事項について御協議をお願いいたします。

まず、別紙資料持帰り協議事項の1であります。持ち帰り協議事項中、(1) 他市議会に対して提出がなされている同様趣旨の陳情、いわゆるばらまき陳情の取り扱いについてであります。

この件については、8月25日開催の議運で、市外からの持参された同様趣旨の陳情については、議運で協議をし、その取り扱いを決定するとされていたところでございます。

なお、本件の協議を行う過程にあつては、合志市及び阿蘇市の取り扱いを参考にしたらどうかと意見がありました。両市についての調査結果を事務局から説明をいただきますので、よろしくお願ひし、國岡議会事務局次長より説明をさせます。はい、どうぞ。

○議会事務局理事兼次長（國岡雄幸君）　じ
ゃ、皆さんおはようございます。（「おはよう
ございます」と呼ぶ者あり）議会事務局の國岡
でございます。

ただいまの委員長が申されましたように、前
回で、この議運で、市外からの持参された同様
趣旨の陳情については議運で協議し、その取り
扱いを決定するとされたところでございます。

なお、この決定に至っては、合志市及び阿蘇
市の取り扱いを参考ということでございました
ので、その調査結果をですね、御説明したいと
思います。

まず、お手元の資料でですね、まず、市外か
らのばらまき陳情の取り扱いについてというこ
とで、縦長の資料がございますけれども、これ
はもう前回お配りした資料でございます。県下
のですね、陳情——陳情の取扱状況を説明した
ものでございます。で、それを受けましてです
ね、横長で陳情の取り扱いケースというのがお
手元に配付してあると思います。一般的にです
ね、陳情の取り扱いケースにつきましては、ケ
ース①、ケース②、ケース③。ちなみにケース
①といたしますのは、陳情についてはですね、審
査をしないと、配付のみにとどめるという意味
でございます。ケース②というのが、市内から
の陳情は審査しますよ、委員会に付託をいたし
まして審査しますよと。市外持ち込みにつつま
しては、審査しなくて配付のみにとどめるとい
うパターンでございます。

現在、本市におきましての取り扱いはケース
③でございまして、市内の陳情はもちろん、市
外の持参陳情は審査をしているという状況でご
ざいます。

今回、論点になっておりますのがケース④の
パターンにできないのかということでございま
して、ケース④の市外の持参につきましては、
同様趣旨の陳情については配付のみにとどめま
すよと。同様趣旨以外の市外からの持参は、今

までどおり議運で協議をして、委員会に付託し
て審査してはどうかというのが、前回の御決定
ということだったと思います。

それを受けまして、合志市と阿蘇市の状況を
ですね、調べております。また、別添資料で市
外からの陳情、同様趣旨を含むの取り扱いにつ
いてというのをごらんいただきたいと思います。
まず、合志市でございますけれども、その陳
情のですね、締め切り日というのは、議運、開
会1週間前の前日までということでございま
す。

まず、合志市でございますけれども、その陳
情のですね、締め切り日というのは、議運、開
会1週間前の前日までということでございま
す。

で、阿蘇市につきましては、同じように議会
の開会1週間前の前日までということになって
おります。

で、合志市につきましてはですね、陳情書を
受け付けまして、番号はとらず、陳情受付簿と
いうのがございまして、いわゆる文書の受理簿
でございますけれども、そちらのほうで記載を
すると。

それと、阿蘇市につきましては、請願陳情問
わず、通し番号をとって受け付けるというこ
とでございます。一旦受け付けた分も、委員会付
託するのか、配付のみにするのかというのを、
付託先を決めるときの議会運営委員会で御決定
をされて振り分けられるというふうになってお
ります。

阿蘇市につきましてもですね、同じような方
法の取り扱いということになろうかと思いま
す。

で、付託先を、これは審査しますという御決
定がありましたら、両市とも所管の委員会で審
査をされるという流れになっております。

ここで問題でございますけれども、合志市及
び阿蘇市とも、市外持参の陳情につきましては
付託・配付を議会運営委員会で決定されること
でありまして、両市ともですね、同様趣旨とは
どういうものか、同様趣旨の定義及

びその取り扱いの基準——同様趣旨として扱うのか、いやその他で扱うのかの基準がなく、当該委員会のですね、裁量に委ねられておりました、例えば、その陳情書が取り扱う時期が違った場合、改選によって議運の構成メンバーが異なった場合は、同じ内容であっても取り扱う結果が違うこともあり得るということでございました。

以上でございます。

○委員長（山本幸廣君） 次長のほうから、今ケース等もですね、事例等も含めてから取り扱いについて説明がありました。そういう中で、関連があるものがあります。引き続き、本市の陳情に対する基本的な考え方について説明を求めますが、増田議事調査係長よりですね、詳細について御説明をいたしますので、よろしくお願いたします。増田係長。

○議事調査係長（増田智郁君） はい。改めましておはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、私のほうから各議員の皆様方におかれましては、もう既に御承知の内容かとは存じますが、ここでいま一度確認の意味も含めまして、恐縮でございますが、私のほうから、これまで本市におきまして、陳情を付託し、審議される際の基本的な基準といいますか、スタンスについて御説明させていただきたいと思っております。

先ほど、次長からも説明がございましたように、まず、本市におきましては、市外から持参された陳情については、請願と同様、委員会に付託され審議がなされており、請願と陳情の違いは、紹介議員さんの有無によって区分しております。

また、市外からの郵送については要望扱いとし、所管委員会に配付のみとされていたところでございます。

そもそも陳情についての取り扱いでございま

すが、請願とは異なっておりまして、法的な縛りがございません。法的な縛りがないことから、各自治体によって、その取り扱いというのは異なっておりますが、本市といたしましては、陳情も住民の方の要望であるので、その内容が議会審議に反映されること、また要望が実現することに配慮するため、できる限り審査することを願意といたしまして、これまで申しました方法によって、市外の持参の陳情については取り扱いがなされているところでございます。

また、市外からの同様趣旨と思われる陳情が持参されてきた際、これまで所管の常任委員会に付託後、審査が行われていました根拠といたしましては、繰り返しになりますが、本市においては、陳情も請願と同様の取り扱いとしており、仮にその請願について、一旦不採択となった請願と同じ内容の請願が、次期定例会でも提出された場合は、会期独立の原則が適用されますので、提出要件が整っておれば受理し、審査しなければならないこととされております。これらの理由により、市外から持参された陳情及び同様趣旨の陳情については委員会付託ということで、これまで取り扱っていたところでございます。

以上でございます。

○委員長（山本幸廣君） はい。ただいま説明が終わりましたが、2市の状況及びこれまでの本市の陳情に対する基本的な取り扱いの説明がありました。

今の説明について何か御意見等、委員の方々ありませんか。時間はたっぷりありますので、どうぞ。何か御意見ありませんか。

○委員（福嶋安徳君） はい、委員長。

○委員長（山本幸廣君） はい、福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） 陳情にしても、請願にしても、市の場合は——本市の場合は、全部常任委員会で協議するというふうな形にとられて

おったわけですか。で、それを今、今後その陳情に関しては——そのばらまき陳情については、議運にかけて協議して、どういうふうに取り扱うかというのを今回協議するわけでしょう。そういう形でお願いしてあると思いますので、あとの内容について、また委員長の進めによって、いろいろ質問させていただきます。

○委員長（山本幸廣君） 福嶋委員、今まで何回か、この議運の中でその議論をしてきたわけですね。委員の方々が議論して、その方向性を見出していただいた中で、両方があったということで、その両方をどう調整していくかということで、きょうも議運を開いたわけでありますので。

今、事務局のほうから——事務局のほうからですね、説明をさせたのはですね、そのあり方、陳情のあり方、請願のあり方等についてですね、説明をいたしましたので、その趣旨をよく理解の中で、皆さん方の御意見等をお聞かせいただければなというふうに委員長は思います。御意見ありませんか。

○委員（福嶋安徳君） はい、委員長。

○委員長（山本幸廣君） はい、福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） 今、委員長が申されておりますのは、今まで両方の説明があった、その面についてですか。

○委員長（山本幸廣君） いや。

○委員（福嶋安徳君） 本市だけの、やっぱり本市、八代市の説明をなされた、それについての意見なんですか、どちらでしょう。

○委員長（山本幸廣君） 持ち帰り事項として、福嶋委員、他市議会から出して同様の趣旨の陳情が来て——まあ、ばらまきて言うですね、それが来たら、その取り扱いについて今協議をしているわけですよ。

○委員（福嶋安徳君） 委員長。両方説明ばお願ひ、今、両方の説明ばしなはったですたいね。両方の説明に対して意見は言うてよかです

か。

○委員長（山本幸廣君） それはもういいですよ。それはもういいです。

○委員（福嶋安徳君） いや、市のやつばっかいだらうかなと思いましたが。

○委員長（山本幸廣君） いやいやいや、違うです。（「阿蘇市と合志市と……」と呼ぶ者あり）阿蘇市と両方の。

○委員（福嶋安徳君） 阿蘇と両方言ってよかわけですたいね。

○委員（中村和美君） 委員長、いいですか。

○委員長（山本幸廣君） はい、中村委員。

○委員（中村和美君） 今、係長からも説明があったようですが、割と法的にというか、のっとして、八代市の場合は市内、市外、持参、郵送、委員会付託等にやっておるようでございますので、私は、それでいいんじゃないかなと思う。市外の郵送というのだけは、やはりばらまきという、私は見ますので、それはもうこの委員会でどうするかを決めるだけでいいんじゃないかなというふうに、私は思いますが。

○委員長（山本幸廣君） はい。ほかにございませんか。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（山本幸廣君） はい、どうぞ。

○委員（野崎伸也君） 今、事務局からの御説明ありまして、特に増田さんのほうですね、八代市の関係で、これまでの状況という話をですね、改めてというなことはないですけど、説明いただきましたけれども、先人の議員の皆さん方がですね、議会の中でつくってきたというような、話し合いでですね。これを、陳情も請願もですね、同じように取り扱いながらというようなことでやってこられたということは、非常に私は感銘を受けたところでございまして、やはりすばらしいことをやってこられたんだなというふうに思っ、これはやっぱり踏襲していくべきじゃないかなというふうに、改めて私

は思ったところでございます。

以上です。

○委員長（山本幸廣君） はい、ほかに。

○委員（成松由紀夫君） はい、委員長。

○委員長（山本幸廣君） 成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 諸先輩方が、いろいろその都度考えられてこられたということではありますが、この阿蘇市の場合の、議会運営委員会で付託または配付のみを決定ということが一番シンプルで、この市外ですね、持参についてはやられたほうが良いと思います。

もう何回もですね、同様趣旨のやつをですね、一回一回委員会に付託して云々という、効率性の問題もいろいろ考えていくと、やはりこの阿蘇市さんのケースが一番なじむのではないかなというふうに私は思います。

以上です。

○委員長（山本幸廣君） はい、ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（山本幸廣君） はい、どうぞ。

○委員（野崎伸也君） 今、効率性という話なんですけど、今まではやっぱり委員会に付託して、その委員会で協議をしたというような話で、今度——今言われたのは、議運でそれを判断して付託するかせぬかっていう話で、どうかって話なんですけど、委員会で、それをやれば私はいいんじゃないかなというふうに思うんですよ。

どっちにしろ、効率性という意味では、委員会でしょうが、ここでしょうが一緒だというふうに思うんですね、やっぱり。そういった意味では、やっぱり今までどおりでやって、そこは委員長の権限の中で、これをどうするかと。これは同様趣旨というような思いが委員長の中であればですよ、そういった話を委員の皆さんにされて協議されたほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですけど。そっちのほうが

委員会の独立性ちゅうとも保たるっちゃなかですかね、やっぱり。

○委員（成松由紀夫君） 委員長。

○委員長（山本幸廣君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 大分あるんですね。私も委員長しておりますけれども、委員会でもんでも、議運でもんでいいんじゃないかというのは、それはいいんですが、同様趣旨がもう立て続けに、ちょっと文言変えたり、ああだこうだ、もう内容がですね、一緒の部分が出てくるのはこの議運で、また委員長が議運の中で配付するのか、委託するのかということで、付託するとなれば、そこでまた委員会でそういうもむことはもむということで、しっかり審議すればいいということで、その前の部分では配付のみだということになれば、もう配付のみでいいんだというふうに思いますので、市内についてはもうちゃんとやるということですから、市外ですね、持ち込みについては、この阿蘇市さんのパターンが一番なじむのではないかなというふうに思います。

○委員長（山本幸廣君） はい、ほかにありませんか。

○委員（福嶋安徳君） はい。

○委員長（山本幸廣君） はい、福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） 本当にこの件については、先輩議員さんたちが、本当にこの問題についてはいろいろ熱心に協議するような形をとってきたというのは、これは合併前の状況ではそうですね。で、合併後は初めての協議なんですね。これについて、請願陳情については、で、そういう状況を考え——あ、もう2回目ですたいね。（「議会改革で」と呼ぶ者あり）ああ、議会改革で1回ありましたですね。

で、そのときは現行のままでなったと思いますが、そういった形で考えますならば、やはりその委員会に付託された、その委員会はもう本当幾つもそればせぬばんわけですたいね。その

会期ごとの委員会については。また同じようなやつが来る、また同じやつが来るということ。そういったところをですね、考えていきますならば、この議運で——議会運営委員会で付託して、それを決定するというような形でやってもらったほうが。そういった形にしないと、事務局の受け付け等が本当に何と申しますか、物すごく複雑になっていくんじゃないかなというふうに考えられますので、議運でそういった形を考えていく。まあ、常任委員会に付託するとか、まあ文書配付のみにするとか、そういったところをですね、議運でやっぱり決定していただいたほうが、まあ、そのほうがすっきりするというような気持ちがあります。どうぞ……。

○委員長（山本幸廣君） 今、福嶋委員が言われたとおりですね、事務局というのは、もうはっきり言って請願陳情というのは、もう窓口でありますから、これは全部受け付けをしなきゃいけないということなんです。あとは受け付けをして議運に諮っていただくということで、請願陳情については、議運としては、委員会付託をするかしないか、それと送付をするかしないかというふうな状況で、今のよう、このような同様趣旨の問題をですね、陳情の取り扱いを今協議をしておるという状況でありますので、そこらあたりの御理解していただいて。それを一歩前にしてどうするのかということであるわけですので、それについて皆さん方の御意見をお聞かせいただきたいということでもあります。

○委員（成松由紀夫君） 委員長。

○委員長（山本幸廣君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 簡単に言えば、事務手続はもう全部受け付けて一緒なわけで、要は議運で配付のみにするか、付託にするか、今までは全部付託先を決めて、そこで常任委員会で決めてたんだよという話を1回、そこでこう、議運で配付のみに、これは配付のみでどうです

かっていうのを諮る、諮らないというだけのことか、ふえるか、ふえないかちゅうことですよ。ね。

で、委員会に行ったら、もう配付のみのやつは審査しないわけですから。

○委員長（山本幸廣君） うん。だけん、よう、成松委員、同様趣旨についてですね、取り扱いをどうするかということが一つのやっぱりその結論なんです。それははっきり言ってから付託をするかしないかということ。送付にするのは、ばらまきはもうはっきり言って取り扱いについてはもう付託しないですよ。

○委員（成松由紀夫君） いや、よろしいですか。

○委員長（山本幸廣君） うん。

○委員（成松由紀夫君） 阿蘇市の場合は付託または配付のみを決定だから、議運で決めるちゅうことでしょう。

○委員長（山本幸廣君） うんうんうん。だけん、それを議運で決めにゃいけぬけん、それを今決めよるわけだけんが。（委員成松由紀夫君「だから、議運で決めたらいいんじゃないですかちゅう話なんです、今聞いとつとは」と呼ぶ）今、議運で決め——なかなか議運で決める時が、そのはっきり言ってから、議運は全会一致なところなものだけんが。これがなかなか、今までずうっと議運がやってきたのが、これ委員長の考えですよ。だから、そのやっぱりこうやって何回も審議をせにゃいかぬという状況になったわけですね、今のところですね。

だから、きちっと議運で、ここで決めてもらえば、もうそれで、はっきり言ってから、委員会までは付託せぬわけですけど、ここで決めれば。それを来たつば全部していけば、また、ここは全会一致の場所だもんだからですね。（委員古嶋津義君「じゃ、その議会改革の中で全会一致なんてやめりゃよかった。多数決でするなら、それも議会改革」と呼ぶ）それはもう

議会改革でって、今、古嶋委員が言われるように、議会改革特別委員会なんかつくって下さい、そういうのをきちっともらえば、それが一番よか。多数決でやられる。議運じゃ、ならぬ。全会一致になつとるもんだけん。（委員成松由紀夫君「いや、あくまで原則でしょう」と呼ぶ）うん、そりゃ原則。（委員成松由紀夫君「原則論でしょ」と呼ぶ）

○委員（亀田英雄君） 一ついいですか。

○委員長（山本幸廣君） はい、どうぞ。

○委員（亀田英雄君） ちょっと次長の話ば聞き漏らした部分のあつとですが、同様趣旨の定義というとは、どのように定義されとつとですか。

○委員長（山本幸廣君） はい、國岡次長。

○議会事務局理事兼次長（國岡雄幸君） 先ほども言いましたようにですね、合志市さんにつきましても、阿蘇市さんにつきましても、市外からの持ち込み陳情——持参陳情はですね、全て議会運営委員会にかけるといふ手法です。そのかけたときにですね、それを……。委員亀田英雄君「同様趣旨の……」と呼ぶ）いや、同様趣旨も含めてですね——含めて、議運の中でこれは付託にしよう、審査しよう、配付にしようという決定がされるんですが、そのときの基準がないんですね。（委員亀田英雄君「なかっでしょう」と呼ぶ）ないんです。すると、同様趣旨の定義、これは同様趣旨に当たりますよという定義もないんです。だから、そのときの、まあ、言葉は悪いんですけども、そのときの雰囲気、その議会運営委員会の裁量で決められるので、先ほど言いましたように、その陳情書が時期をずらして出されてきた場合、もしくは改選を迎えて議会運営委員会のメンバーが変わられた場合、違う結果になる可能性がある。いわゆる付託になったり、もしくは配付になったりする可能性がありますよというのを、先ほど御説明いたしました。

以上です。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（山本幸廣君） はい、どうぞ亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 済みません、何回も聞きました。時間のたつもんですけん、記憶の糸をいろいろたどりながら聞いとつたら、聞き漏らした次第でございまして。

だからですよ、そのようなことがあると、なかなか基準が難しかじやなかですか。そんなことをするよりも各委員会に付託したほうがすっきりするんじゃないかなという気がいたしますがね。意見です。

○委員（福嶋安徳君） はい、委員長。

○委員長（山本幸廣君） はい、福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） 今、亀田委員が言われました委員会に付託されてもいいんですけども。じゃ、委員会でその部分をこれは協議する、協議しない、決めていいですかね、そういう場合は。そうしないと、もう委員長権限で、それを協議する、協議しないを決定していいんでしょうか。

○委員長（山本幸廣君） それは委員長で、委員会でそれは審議だし、審議未了にすれば審議未了でよかし。（委員福嶋安徳君「いやいや、審議する前にですよ。審議する前に、これを協議するかしないか、そういうのを協議するか」と呼ぶ）

○委員長（山本幸廣君） はい、桑崎議会事務局長。

○議会事務局長（桑崎雅介君） 委員会で付託ということでございます。付託したからにはその結論が求められるということで付託されているわけでございます、委員会で採択、不採択、継続審査、審議未了、いろんな形があろうかと思っておりますけども、そういったことで、その以前に付託されて審議をしないということではちょっとできない。（委員成松由紀夫君「審議

するちゆうことですね」と呼ぶ)

○委員(福嶋安徳君) はい、委員長。

○委員長(山本幸廣君) はい、福嶋委員。

○委員(福嶋安徳君) そういう、以前からそういう説明で、必ず採択、不採択、どちらかを決定づける委員会であればいけないということでありましたので、議運で諮って、これは常任委員会に付託するかしないかを決定していただきたいというのが——もう委員会に付託したなら、もうそれはあくまでも協議しなければならないというのが原則になるようでございますので。

○委員長(山本幸廣君) それは会議の原則の中で、受理をして審議をするというのが委員会であってですね、請願陳情というのは。今、福嶋委員が言われたように、議運でそういうことをしてほしいと、結論をですね。

○委員(福嶋安徳君) では、はい。議運で、それを諮って決定してほしいと。

○委員長(山本幸廣君) はい。ほかに御意見ありませんか。前垣委員。

○委員(前垣信三君) 済みません。ちょっと素朴な質問ですが、この8月の25日で取り扱いを決定すると。それを持ち帰って決定するか、決定しないかの協議なんですか。たしか、この前はもうそれでいきましょうと決まったような気がすつとですが。それを持ち帰って会派で、いや、それはいかぬばいという話をきょうするのか。そうなれば、何かちょっと、今の皆さんが審議されとつとが、意味がちょっと違うような気がすつとですが、委員長さんはどがんお考えですか。

○委員長(山本幸廣君) そういう状況で、今、前垣委員が言われたとおりですね、それを持ち帰るという形の中で最終結論をですね、いろんな意見を聞きながら、そういうのが出てきたというのが現状でありまして、それを再度かけようというのがきょうの会議ということで

御認識をしていただければと思うんです。はい、前垣委員。

○委員(前垣信三君) じゃ、この前の25日の決定というのは決定じゃないわけですか。その確認だけ。

○委員長(山本幸廣君) はい。次長。はい、どうぞ。私は、もう腹の中、決めとっばってんが。(笑声あり)

○議会事務局理事兼次長(國岡雄幸君) ちょっと済みません。丁寧に御説明をさせていただきます。この前の中身につきましては、何遍も言いますように、市外からの持参された同様趣旨の陳情については議運で協議し、その取り扱いを決定するという、決定といえますか、そういう方向性を示されました。ただし、それはあくまでも阿蘇市と合志市さんその取り扱いをされているという前提でございましたので、阿蘇市と合志市さんの取り扱いを調査してくれというのが事務局にありましたものから、調査した結果、先ほど申しましたように、同様趣旨の定義もなく、それを同様趣旨として扱って配付のみにするのか、いやそれ以外だから、市外から持参されたものについては審査しますよということになっているのかということ想定しておりました。ただ、何遍も言いますように同様趣旨の定義もない、その取り扱う基準もないということで、多少事情が違うのかなと、これは事務局からのおもだえということで御理解いただければと思います。

以上でございます。(「もう決まったことでよかったです」と呼ぶ者あり)

○委員長(山本幸廣君) はい、前垣委員、次長はその事情がありましたものから、再度かけたということで御理解をしていただければと思います。決定は、決定です。どうぞ、前垣委員。

○委員(前垣信三君) 決定なんですか。決定したら、どうかということじゃないですか。

○委員長（山本幸廣君） ああ、そうですね。決定したらどうかです。

○委員（前垣信三君） そうでしょう。

○委員長（山本幸廣君） はい。どうかです、はい。（「決定だったんですか」「決定だったと」「決定でした」と呼ぶ者あり）

○委員（古嶋津義君） 委員長。

○委員長（山本幸廣君） はい、どうぞ。

○委員（古嶋津義君） この前はたしかパターン③かなんかで、そういう話になっとったばってん、基準とかそういうのが課題のあるけんていうことで、もう一回持ち帰ったような記憶がずっとですけどね。（「会議録はどうなっとつと、持ち帰ったのは」と呼ぶ者あり）定義の基準がないけんちゅうことで。

○委員長（山本幸廣君） はい、次長。

○議会事務局理事兼次長（國岡雄幸君） 済みません。ちょっと会議録がないんですが、先ほど申しましたように、方向性は示されましたけれども、示された参考となった合志市と阿蘇市の取り扱いのほうが具体的にまだ調査してなかったもんですから、その調査の結果、こういう問題、課題がありますということを今説明したわけでございます。

○委員長（山本幸廣君） はい。それでは、委員長のほうから、前垣委員、お答えいたします。

事務局サイドをしてそのような、はっきり言って心配事が、同様趣旨の定義についての問題があったもんですけんでから、再度お願いして、それで御理解できればこの場で決定することによってさせていただければなと思います。いかがでしょうか。（「決定なら決定でよか」「決定で、今の……」「パターン③の事だろが」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本幸廣君） はい。

○委員（亀田英雄君） 決定なら決定でよかっですが、同様趣旨の定義づくりをするのかしな

いのか、その辺まで踏み込んで話をしとかめと、また後で何かあっとじゃなかるうかという気もします。

○委員長（山本幸廣君） はい、どうぞ。

○委員（野崎伸也君） 同意見でした。やっぱり阿蘇市も合志市も決められないというのはです、やっぱり難しいんですよ、定義づけちゃうのは。で、八代市がそればやっていこうということであればですね、やっぱりその定義というのはやっぱりきちんと明確にやっぱりつくとかめと、今後のですね、議会運営委員会の中で、やっぱり全会一致という原則の中ですよ、非常に私は混乱していくというふうに思うんで、そこは大事かなと、つくっていく、定義づけちゃうのはですね。

○委員長（山本幸廣君） ちょっと小会いたします。

（午前10時32分 小会）

（午前10時59分 本会）

○委員長（山本幸廣君） 本会に戻します。

それでは、委員の皆さん方の活発な審議と御意見をですね、整理をしていきたいと思えます。いろいろと意見が出ました。最終的には、議運は全会一致が得られなければですね、この合意が得られなければ、当分の間、現在の取り扱い、市外からの陳情についてはですね、持参されたものについてはですよ、これについては所管の委員会で付託するというに決定をしてもらってよろしゅうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本幸廣君） 異議なしと認め、決定をさせていただきました。ありがとうございました。

◎持ち帰り協議事項

（2）行政視察を踏まえて他に協議項目があるのか

①議運の開催時期について

○委員長（山本幸廣君） 次に、（２）の行政視察を踏まえて他に協議項目があるのかということでもあります。①議運の開催時期についてありますが、これについても各会派に持ち帰られ、再び十分に検討されたと思います。

つきましては、御協議いただいた結果について御報告をいただきたいと思いますので、まずは最初に新生会の百田代表、お願いいたします。

○委員（百田 隆君） 前回と同じく執行部の考え、予定というのがあるだろうから現状のままでしょうか。（「現状でよか」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本幸廣君） 次に、自由民主党の絆、鈴木田代表代理、お願いいたします。

○委員（鈴木田幸一君） はい、従来どおりでいかがでしょうか。

○委員長（山本幸廣君） はい、次に自由民主党礎、成松代表、お願いします。

○委員（成松由紀夫君） 従来どおりでお願いします。

○委員長（山本幸廣君） はい。次に、自由民主党和の古嶋代表、お願いいたします。

○委員（古嶋津義君） 百田新生会の代表と同じでございます。

○委員長（山本幸廣君） 次に、改革クラブの亀田代表、お願いいたします。

○委員（亀田英雄君） はい。提案させていただいたほう、だけん、提案どおりという話もありました。だけど、皆さんの理解が得られないのであれば、従来どおりでも結構ではないかと、２案ということで御報告いたします。

○委員長（山本幸廣君） はい。最後に連合市民クラブ、野崎代表、お願いいたします。

○委員（野崎伸也君） はい。従来どおりでお願いします。

○委員長（山本幸廣君） ほかの委員の方々、

御意見等ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本幸廣君） それでは、議運の開催時期、議会開会日１週間前の議運の開催日をもう少し早目にできないのかについては、現行どおりとすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本幸廣君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

②議会改革に取り組む基本的な考え方

○委員長（山本幸廣君） つきまして、②の議会改革に取り組む基本的な考え方、何のために議会改革に取り組むのか、掘り下げて協議する機会を設けたらどうかについてであります。この項目についてはですね、亀田代表からですね、御提案がありましたので、もう一回だけ提案の趣旨をひとつ御説明できればなということと同時に、委員長からの確認ということでひとつお願いいたしたいと思います。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（山本幸廣君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 提案したほうの説明をせろということですが、いろいろ一番初めの陳情の取り扱いについてもですが、真っ向から話が違ふというような中で、何のための議会改革かということ、そこから始めたかどうかということで提案をさせていただいた次第です。

きょうもいろんな中で議論が深まった中で、少しでもそのような考え方が進めば、それはそれでいいのかなということを感じております。

以上です。

○委員長（山本幸廣君） はい。前回に引き続き、各会派で御協議——十分に御協議いただいたと思いますので、その結果について御報告いただきます。

最初に、連合市民クラブの野崎代表お願いします。

○委員（野崎伸也君） はい。議会改革の関係についてはですね、別に協議の場所を設けずともですね、この議運の中でもそういった話し合いがですね、できるんじゃないかというようなことで、引き続きですね、いろんな場面で議会改革について、皆さんと協議、この場でですね、できればいいんじゃないかということで報告しておきます。

○委員長（山本幸廣君） 次に、新生会の百田代表、お願いいたします。

○委員（百田 隆君） はい。この改革に対する取り組みですが、やはりそれは必要だと思いますので、この趣旨に沿っていきたいと思います。

○委員長（山本幸廣君） 次に、自由民主党 鈴木田代表代理、お願いいたします。

○委員（鈴木田幸一君） 議会改革というのはですね、大事なことがありますけれどもですね、十分に本日の会議と同様にですね、十分に話す機会がありますし、また協議をする場合は各会派に持ち帰っていろんな話をしております。だから、改めてちゅうふうに設けなくても十分に役目は、この議運の役目を果たしていると思います。

以上です。

○委員長（山本幸廣君） 続いて、自由民主党 礎、成松代表、お願いいたします。

○委員（成松由紀夫君） はい。鈴木田代表代行と同じであります。新たに設けずとも、議運できちんとまたその都度いろいろな取り決めができると思いますので。

○委員長（山本幸廣君） 次に、自由民主党の古嶋代表、お願いします。

○委員（古嶋津義君） はい。議会改革特別委員会で、ある程度の方向性は決まったというふうに思っております。ただ、今、他市の状況を見ますと、市議選なんか見ますとですね、立候補者も少ないようであります。投票率も少ない

ようでありますので、この辺のところは少し私は気がかりになっておりますし、議会の改革についてはもう少ししっかりこの場で、特別委員会ではなくてこの場で、もう少しやっぱり掘り下げて検討をしていく必要があるのかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（山本幸廣君） 最後に、改革クラブの亀田代表、お願いします。

○委員（亀田英雄君） 私もですか。

○委員長（山本幸廣君） はい。

○委員（亀田英雄君） 先ほど提案趣旨のとおり、いろんな機会を捉えてですね、議会改革に取り組むということ、今、古嶋代表のほうからもお話がありました、いろんな問題が——いろんな問題ていうと、また漠然とした話ですが、本当は機会を捉えていろんな話があればいいかなというふうに思っております。

○委員長（山本幸廣君） はい。ほかの委員から御意見等ありませんか。

○委員（中村和美君） はい、委員長。

○委員長（山本幸廣君） はい、中村委員。

○委員（中村和美君） これは非常に大事なことでありと思いますので、代表者会議ですね、やっぱり各個人の議員さんの意見等をですね、大いに聞き及んで代表者会議ですね、もんでもらいたいなというふうに思います。

それと1人会派がおりますので、それは議長がですね、やっぱり束ねて、1人会派のやっぱり議員さんもこういう改革というのは考えておられると思いますので、そういう努力もしてもらえたらいいと思います。

以上です。

○委員長（山本幸廣君） はい。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本幸廣君） 前垣委員、ありませんか。

○委員（前垣信三君） ありません。

○委員長（山本幸廣君） 幸村委員、ありませんか。

○委員（幸村香代子君） はい、ありません。

○委員長（山本幸廣君） それでは、各会派の代表、委員の方々に御意見等をお聞かせいただきました。多数の委員の方々が議会運営委員会で、この議会改革については議論をし、改革についてもですね、議論しながら、必要性があるから議運でしっかりこの改革についてはひとつ議論等していただきたいという委員の方々、多数おられますが、亀田委員、提案者として、今のようなまとめ方に御協力できればですね、御協力していただければ、全会一致でこの問題は解決すると思いますが、いかがですか。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（山本幸廣君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） はい。委員長の配慮にありがたく感謝いたします。賛成です。

○委員長（山本幸廣君） じゃ、それでは、議会改革に取り組む基本的な考え方については、引き続き、議運で議会改革に向けた協議を進めるということに決定をしてよろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本幸廣君） 御協力ありがとうございました。御異議なしと認め、そのように決しました。

③議会基本条例

○委員長（山本幸廣君） 次に、議会基本条例についてであります。前回に引き続き、各会派で十二分以上に御協議されたと思しますので、その結果について、御報告をいただきます。

まず最初に、改革クラブの亀田代表、お願いいたします。

○委員（亀田英雄君） はい。先ほどの議会改革に取り組む基本的な考え方の中でですよ、協

議いただくという中で、その中に含めていただければ、大体その2番目がなければ、議運の開催時期と一緒に、2案を提案したほうですので、2案ある中で理解が得られなければという話もしたかったんですが、その中に含めていただければ、あと議長、委員長の調整の中ですね、どげんだろうかという話がでくつとならば、もうそん中に含めていただければというふうに今感じたところです。

○委員長（山本幸廣君） はい、ありがとうございました。

次に、連合市民クラブの野崎代表、お願いいたします。

○委員（野崎伸也君） はい。今ほどですね、議会改革に取り組むという姿勢は引き続きというふうなことだったんですけども、この議会基本条例というのはやっぱりその中に含まれていると。それを続けていく中で議会改革の話を進めていく中で、これもどうかというふうなことになっていくかと思しますので、私はその中に取り組む——入れ込んでですね、一緒になって議会改革の話の中で、皆さんとまたこの議運とかで話し合いをしていければいいかなと、その時期を見ながらですね。

○委員長（山本幸廣君） はい、ありがとうございました。

次に、新生会の百田代表、お願いいたします。

○委員（百田 隆君） はい。この前も申し上げましたように、現在、議員のことについては条例とか規約とかで、ある程度、まあ何と申しますか、守れることが書いてありますね。で、今、2番目に議会改革に取り組む基本的な考え方というところで、皆さん方が議会改革については前向きな考えでありますので、もし必要があったら、そういう場でしたらいいかなと思っております。

○委員長（山本幸廣君） はい。次に、自由民

主党絆、鈴木田代表代理、お願いいたします。

○委員（鈴木田幸一君） はい、同じ意見です。

○委員長（山本幸廣君） はい。次に、自由民主党礎、成松代表、お願いいたします。

○委員（成松由紀夫君） はい。現時点では基本条例はまだ時期尚早と考えておりますので、その都度問題が何か出てくれば、改革の中の一つで検討されてもいいんじゃないかなと考えます。

以上です。

○委員長（山本幸廣君） 最後の自由民主党和の古嶋代表、お願いいたします。

○委員（古嶋津義君） 会派の視察等で行った先の事務局にお願いをして、条例等——基本条例等もですね、いただいてまいりまして、なかなか比べて今見よる段階で、もう少し検討をさせてほしいというふうに思っております。

○委員長（山本幸廣君） ほかの委員から、御意見等ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本幸廣君） ありませんか。それでは、各委員のですね、皆さんから御意見をお聞かせをいただきました。そういう中で、最後の古嶋代表のですね——委員の報告の中で検討させていただきたいと。そういう中で、これは委員長からですけれども、議会運営委員会でも検討ということによろしゅうございますか。

○委員（古嶋津義君） はい。

○委員長（山本幸廣君） そういうことで、古嶋委員のほうからもですね、議運の中ですね、検討していただきたいということでもありますので、そこらあたりを含めてですね、今回についてはこの基本条例についてはですね、当分の間、協議は議会運営委員会で御審議をすると、御審議をするということに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本幸廣君） はい、ありがとうございました。

（3）その他

①海外行政視察

○委員長（山本幸廣君） 次に、その他の海外行政視察についてであります。

これについてもですね、会派でいろいろと協議をしてこられたと思いますので、その結果についてですね、御報告をいただきたいと思えます。

最初に、自由民主党和の古嶋代表から、お願いいたします。

○委員（古嶋津義君） はい。今、この海外行政視察については凍結をしてあると思いますが、私も公務で上海、北海等に、当時の市長と一緒にポートセールスを含めて行かさせていただきました。その大事さは十分に痛感をしているところであります。何とかせめて政務活動費ぐらいで行けないかなという思いも持っております。その辺のところを御検討をいただければというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（山本幸廣君） 次に、改革クラブの亀田代表、お願いいたします。

○委員（亀田英雄君） はい。政務活動費ということだったんですが、なかなかまだ現状では市民の理解も得られないんじゃないかなという意見がありましたので、まだ時期尚早ではないかという意見でした。

○委員長（山本幸廣君） はい。次に、連合市民クラブの野崎代表、お願いします。

○委員（野崎伸也君） はい。現状どおりでお願いしますということです。

○委員長（山本幸廣君） はい。次に、新生会の百田代表、お願いいたします。

○委員（百田 隆君） 必要であれば、自費ということです。はい。

○委員長（山本幸廣君） 次に、自由民主党絆の鈴木田代表代理、お願いいたします。

○委員（鈴木田幸一君） 県は、今回の政策の中に台湾とのですね、交流を非常に重視しております。私たちは、時代の流れていうのをですね、十分に把握する必要があるし、単に八代市だけの問題ではなく、国外との交流というの中での、議員としての高い意識の勉強というのにも必要だなというふうに私は考えております。

今、北海市とのいわゆる友好都市もしておりますし、いろんな形で海外等の交流も今後必要だなと思いますので、もう相当の間、凍結しておりますけれども、もう前向きにですね、これは検討する必要があるというふうに考えます。

以上です。

○委員長（山本幸廣君） 次の自由民主党礎、成松代表、お願いいたします。

○委員（成松由紀夫君） はい。先ほどの古嶋代表の話と全く同じであります。中国産イグサの問題であったり、そういったところをですね、あちこち見て回る中で、これはやはり一議員云々ではなくて、それぞれの会派であったり、ポートセールスもあつたりするわけですので、もうぜひ、もう凍結ではなくて緩めていただいて。で、行かれないところは行かなくて国内視察でもよろしいわけなので、取り扱いを一緒にしていただければなというふうに思います。

以上です。

○委員長（山本幸廣君） ほかの委員の方、御意見等ありませんか。

○委員（福嶋安徳君） はい。

○委員長（山本幸廣君） はい、福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） やはりうちの後援会の皆さんといろいろそういった面で話をする機会もあつとですけども、やっぱり我々が、市民の方々が一人一人です、海外へ行っているような情報を得るといふのは、これは財政的にもや

っぱり厳しい状況もありますし、せっかく君たちが議員をやっているのに、なぜ海外で情報を得ようとしないのかというのがですね、頻りに近ごろは聞かれるわけです。

で、なぜかとといいますと、やはり安倍総理が、ああいった形でもう本当に外国へ行かれる。また、蒲島知事も、台湾との交流を今現在、相当力を入れてやっておられる。そういう情報がですね、どんどん皆さんに入ってきている関係もあるかもしれません。そういったことですね、やはり海外との交流をせっかく君たちはそういう立場にあるのにそういう機会をなぜ努力をしないのかという話もあるわけです。

そういった点から考えますならば、やはり古嶋団長が言われましたような、政務活動費だけでもですね、使えて、八代市に関係ある情報を得るといふのは大事なことはないかなというふうに考えます。

ですから、凍結を解除できるような体制で願えればというふうに思っております。

○委員（成松由紀夫君） 委員長。

○委員長（山本幸廣君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 今、福嶋委員が議連の——い業議連の会長の多分立場で、関連団体の方々との意見交換の中で出られた部分をお話しされたと思うんですが、実際ですね、上海郊外だったものが、寧波でイグサが移ってしまった、その寧波が今、都市化が進んで、今度は四川のほうに移りよる。そういう、中国産イグサの流れが、八代のやはりイグサ生産者の方々に見事に反映されていくというようなことですね、いろんな形でそれがリンクしていくところでいくと、やはり八代には全く関係ないことではなくて、J A関係の方とか、熊本県いぐさ・昼表活性化連絡協議会の方とか、あつちこち追っかけて見に行かれる。その中で、おい、議員は何しとつかいというふうな話のときに、何回か行けるんですが、行って見て、その

寧波行っても、今度四川のほうに移っとる。今度四川のほうを見て、四川がどれぐらいあって、どうなのかというのはやっぱり現状見ないとわからない。そういったことをですね、い業議連の懇親会、意見交換会の中でも、大変関係団体の方から御指摘を受けておりましたので、その部分を福嶋会長であったり、前友枝会長もそうだったんですが、自費で行ってやるんですけども、それがフットワークよく何回も行けるかといったら、なかなか難しいところもありますので、ぜひ八代に全く関係なくて海外行くだよというようなニュアンス、交流とかいうことではなくて、現状の視察というものも含めた考え方がありますので、ぜひ皆さん方に御理解していただきたいというふうに思います。

○委員長（山本幸廣君） はい。今、委員の方々から、いろんな報告等を——結果についての御報告をいただきました。委員長からでありますけれども、委員の皆さん方の中で、政務活動費を活用して海外視察の凍結を解除してほしい、そして、それは自費で行ったらどうかという、そういう中で海外の情勢情報というのをですね、インテリジェンスも含めてキャッチしなければ時代に乗っておくれるんだという、そういう意見、報告もありました。

そういう中で、ここで委員長の取りまとめをする中で、皆さんにお願いであります。ぜひとも政務活動費で、その海外の問題、それと自費の問題、それと今、中国のイグサ関係、日本一の産地の八代地域の現地等々の視察調査等を含めて——と、北海市もですね、これはある議員からも出ておりましたので、北海市のことも委員長は言うておきますが、これあたりも対象にした中でのですね、海外行政視察の凍結解除、それと政務活動費と自費で行くという、そういう一つの意見のですね、取りまとめをいたしますので、この問題については持ち帰りをいただきまして、再度協議をしていただくように

ですね、各委員の方々、特に委員の方々も、市民の方々とのおいんな代表でありますから、市民の方々の意見を聞きながら、議員が会派で、そしてまた会派の代表の方々、委員、議連の委員の方々がですね、次回の議会運営委員会までですね、取りまとめをしていただきたいと、そのように委員長からお願いをして、この項については持ち帰るということをお願いいたしたいと思ひます。それでよろしゅうござひますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本幸廣君） はい、ありがとうございました。

②所管の常任委員会でも「行政視察を踏まえて」として協議の場を設けたらどうか

○委員長（山本幸廣君） 次に、所管の常任委員会でも「行政視察を踏まえて」としての協議の場を設けたらどうかについてであります。

これについては、復命書だけじゃなく、視察後、直近の委員会で視察研修の成果を持ち寄る取り組みを検討願ひたいという趣旨の中で、この行政視察を踏まえてとしての協議の場を設けたらどうかということになっております。この項についてもですね、御協議、会派でされたと思ひますので、その結果報告をお願いしたいと思ひます。

最初に、自由民主党礎、成松代表、お願いいたします。

○委員（成松由紀夫君） はい。これはもう従来どおりでお願いしたいと思ひます。

○委員長（山本幸廣君） はい。次に、自由民主党和の古嶋代表。

○委員（古嶋津義君） はい。実は、きのうまで、建設環境委員会のほうで行政視察をさせていただきました。特に今、問題になっております生ごみの問題等について勉強、そしてまた空き家対策条例等、更地にしてからの固定資産税の減免等を勉強をさせていただきました。た

だ、残念ながら全員おそろいではございませんでしたので、果たして委員会で協議できるのかなと思っておりますので、従来どおりでいいと思います。

○委員長（山本幸廣君） はい。次に、改革クラブの亀田代表、お願いいたします。

○委員（亀田英雄君） はい。この議運でも沖縄まで行って、一問一答の話をして、視察をして、ここできんかんがくがくやって議論をしたと。で、視察に行くと、他市のいいところの取り組みっていっぱいあっじゃなかですか。で、それを執行部を交えてですね、どげんかという話ができばなということ提案したんですが、皆さんの御理解がいただけぬとならば、現状でも構わないのかなということ意見が出ました。

○委員長（山本幸廣君） はい。連合市民クラブの野崎代表、お願いいたします。

○委員（野崎伸也君） はい。委員会の視察ということですので、やっぱり委員長さんにですね、その判断というか、いろいろな部分ではですね、帰ってきてから、皆さんの意見を聞きながらどういった方向性でやるかと、委員会でどういった方向性で進めていくかということは、やっぱり委員長さんにですね、委ねられるというふうに思いますので、それはこれまでも同じだったというふうに思いますので、現状どおりでよろしくをお願いします。

○委員長（山本幸廣君） はい。次に、新生会の百田代表、お願いいたします。

○委員（百田 隆君） はい。前回どおりで。

○委員長（山本幸廣君） はい。最後の自由民主党絆、鈴木田代表代理、お願いいたします。

○委員（鈴木田幸一君） 基本的には従来どおりでいいと思います。

私個人的でありますけれども、こういった行政視察の結果報告とか、あるいは内容につきましては、一般質問等でも発表させていただきな

がら成果を提案しております。そういったことで、それぞれが工夫しながら、従来どおりのやり方をしていったらいいかなと思います。

○委員長（山本幸廣君） はい。ほかの委員の方、御意見等ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本幸廣君） はい。それでは、委員の方々の今の報告をですね、結果報告をお聞きしますと、現状維持という意見が多うございますので、このようにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本幸廣君） ありがとうございます。御異議なしと認めます。（「委員長、その他があれば、私も1つ提案です」と呼ぶ者あり）はい。

それでは、本日までに確認、了承いただいた協議項目につきましては、12月定例会開会前の全員協議会で議員各位に御報告をいたしたいと思っております。

以上で、本日の予定いたしました案件につきましては、終了いたしました。

次に、次回開催日の件でございますが、来月は例年の例によりますと、12月定例会開会1週間前の議会運営委員会が予想されますことから、その議運で協議いたしたいと思っておりますが、いかがいたしましょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本幸廣君） 申し添えておきますが、11月18日火曜日ぐらいだと思いますので、よろしく願いをしておきたいと思っております。（「委員長の勘ですね」と呼ぶ者あり）勘で。委員長のですね、今の、そういうぐらいということで、皆さん方が御理解していただければと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本幸廣君） 御異議がないようでありますので、そのように決しました。

なお、次回開催日につきましては、決定次第、各委員にお知らせをいたします。

◎その他

○委員長（山本幸廣君） その他に入りたいと思いますが、議長からその他の申し出がありますが、よろしゅうございますか。（委員橋本幸一君「いえ、ないです。はい」と呼ぶ）議長からもないようでありますので、その他、何かほかにはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本幸廣君） ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本幸廣君） なければ、これで議会運営委員会を閉会をさせていただきます。（「お疲れでした」と呼ぶ者あり）皆さん方、御協力ありがとうございました。

（午前11時26分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成26年10月17日

議会運営委員会

委員長